■久永市議の質問にたいする市民協働部長の答弁 2018.05.29.本会議

私から御質問の「子どもの自立に向けた継続的な支援について」の1点目「不登校の子どもたちの居場所づくりの充実・拡大について」の4項目目と2点目「義務教育後の不登校などの継続的な支援について」の各項目及び3点目「不登校等の家族を持つ家庭への支援について」の各項目についてお答えいたします。

はじめに、1点目の4項目目「無料学習支援「まなポート」について、中学生以外であっても定員枠の範囲で柔軟に受け入れていく考えはないか」についてでございますが、中学生学習支援「まなポート」は「おおぶ子ども・子育て八策」に位置付けられており、本市が提供する数ある子育て支援策の一つと考えております。子ども達はその世代によって、さまざまなサービスがあるため、本事業は中学生以外を受け入れる予定は現在ありません。

次に、2点目の1項目目「中学生までと高校生以上で相談先が変わる理由は何か」についてでございますが、当事者が中学生であっても高校生であっても、所属する学校に相談するケースが多いため、進学等で所属する学校が変わることで相談先が変わるためではないかと思われます。

次に、2項目目「高校生・大学生の不登校の把握はどのように行っているか」についてでございますが、高校生の不登校につきましては中学生と同様の定義はございますが、市内在住の中学生の8割近くが市外の高校等に進学していることや、大学生の不登校につきましては定義が定まっていないことなどにより、特に把握は行っておりません。

次に、3項目目「「学校を中退」「仕事を退職」など、生涯にわたり心の支援が必要な場合もあるが、どのように対応しているのか」についてでございますが、それぞれのライフステージ、家庭環境、疾病や障がいの状況等に合わせ、適切な機関を紹介するなどの支援を行っております。

次に、4項目目「親亡き後など、成人したが自立が難しい場合の生活支援は、どのように行っているのか」についてでございますが、市や関係機関が開設しています各種相談窓口等において状況を把握するほか、民生委員や地域の方からの報告などにより、経済的な支援が必要か、御本人に働く能力や生活の能力があるか等を総合的に判断し、生活困窮者自立支援法に基づいた相談や就労支援を行ったり、障害者手帳の取得を支援したり、生活保護の申請を促したりするなど、状況に応じた支援を行っております。

次に、3点目の1項目目「「家族のつどい」の取組で見えてきた課題や、今後、目指していく方向性は見えつつあるか」についてでございますが、「家族のつどい」への参加者が少ないことが第1の課題であるといえます。その原因や解決策について、子ども・若者支援部会においても協議し、より参加しやすい形態での実施を検討しております。

次に、2項目目「「交流の場」などの情報を広域で共有し、身近にある会に参加しにくい世帯への配慮をしていく考えはないか」及び3項目目「対象者に「交流の場」などの情報が届いていない場合もあるため、学校などと協力して周知していく考えはないか」についてでございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。インターネット上には「交流の場」についての情報を

集約し公開しているサイトがあり、他市の情報であっても容易に得ることができる環境があるため、 特に考えておりません。

以上です。